

さ情審査答申第76号
平成23年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた諮問第92号から諮問第98号までの異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の異議申立人による類似性、実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成22年12月15日付け諮問第92号「北部建設事務所道路建設課におけるアスベスト含有建材を含む再生砕石の調査に関する日付別、参加者氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 2 平成22年12月15日付け諮問第93号「道路環境課におけるアスベスト含有建材を含む再生砕石の調査について日付別参加者、氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 3 平成22年12月15日付け諮問第94号「南部建設事務所道路安全対策課が調査したアスベスト含有建材を含む再生砕石の実施日付別参加者氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 4 平成22年12月15日付け諮問第95号「中央区役所総務課が調査したアスベスト含有建材を含む再生砕石の実施日付別参加者氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 5 平成22年12月16日付け諮問第96号「環境対策課が調査したアスベスト含有建材を含む再生砕石の実施日付別参加者氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 6 平成22年12月16日付け諮問第97号「南部建設事務所道路建設課におけるアスベスト含有建材を含む再生砕石の調査について日付別、参加者氏名、所要時間に関する資料」(以下「本件対象行政情報」という。)

- の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立て
- 7 平成22年12月20日付け諮問第98号「道路計画課におけるアスベスト含有建材を含む再生砕石の調査について、日付別参加者、氏名、所要時間に関する資料」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立て

第1 審査会の結論

本件対象行政情報 から については、いずれも不存在と認められる。

よって、これらの行政情報を不開示とした、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分 から は、いずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報 から についての開示請求に対し、実施機関が行ったこれらの行政情報の不存在を理由とする本件処分 から を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

実施機関は、本件開示請求に係る資料は作成されていないから不存在であるとして不開示決定をしているが、「誰が調査したか不明な調査では、調査とは言えない」、「電磁的記録、写真、車両使用管理台帳、業務日誌等の存在が疑われる」ため、本件対象行政情報 から の情報は存在するはずである。

石綿含有建材を含む再生砕石の問題は、廃棄物の関係で全国的な問題となっているところ、実施機関は目視調査能力を高める職員教育を行わず、行う気配もない。

実施機関の文書管理規則では、「事案の処理は、文書によることを原則とする」と定められている。本件事案は、市民の健康問題に関するものであるから文書により、きちんと処理するべきである。

車両使用管理台帳（車両運行日誌である。）があるので、運転者のほかに、同乗した職員を付け加えるだけで、本件開示請求に係る対象行政情報として特定できるのではないか。運行記録は存在するが特定できないという理由がわからない。それを開示しようとしもない。

本件調査に関して、環境対策課では、調査日、現場名、対応状況、対応課を記した調査経過表を作成し、平成22年8月24日付けで開示決定を受けたが、同課の申出により開示請求をしたものであって、後から作成したものはオリジナルではないし、現場で書いたもの、帰庁後すぐに作成したものが本件開示請求の対象行政情報である。

同様に、南部建設事務所道路安全対策課から平成22年9月13日に不開示決定後に新たに作成する資料を情報提供する旨の連絡を受けたが、これも後から作成したものであり、公文書ではないので、提供を受けることを断った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件処分 から についての共通の処分理由について

市所有地内において、アスベスト含有建材を含む再生砕石があると市民からの指摘を受け関係部署の職員が現地確認及び現地合同調査を実施したところ、当該調査については、市民の安心、安全を最優先に考える必要から、その対応に緊急性が認められたため調査の日程調整、調査結果等については、口頭にて連絡、報告をしており、本件開示請求のあった平成22年8月31日の時点では関係職員が作成していないので、本件対象行政情報 から の行政情報は存在しない。

「電磁的記録、写真、業務日誌等の存在が疑われる」との異議申立人の主張については、本件開示請求時点では関係職員が取得・作成していないので存在しない。

車両運行日誌については、運転者が運行終了後、速やかに必要な事項を記録し車両管理者に報告するものであり、当該調査においても、当該車両の運転者が作成している。しかし、日誌には、使用した日付、天候、運行先、運行時刻、使用課名、運転者氏名、用務、運行距離、給油、燃料残量等が記載されているものの、運行先や用務内容等について詳細な記載はなく、この記載内容から客観的に調査日を特定することはできない。また、運行時刻については、あくまでも車両の出発時刻から帰庁時刻までを記載するものであり、一度に複数の現場に行くこともあることから、厳密に一箇所の調査に要した時間を示すものではない。

したがって、仮に、調査日を特定したとしても、この日誌から運転者以外の参加職員名や調査に要した時間を確認することはできないため、本件対象行政情報として特定しなかったものである。

2 本件処分 から についての各課個別の処分理由について

道路環境課においては、市民からの指摘により現地の状況を確認した写真が存在する。しかしながら、当該写真は現地の再生砕石の敷設状況を撮影したものであり、本件開示請求で求められている「いつ、誰が、どのくらいの時間調査した」のか特定することはできない。

中央区役所総務課においては、市民からの指摘により現地の状況を確認した場所が同区役所の敷地内であったため、車両は使用してしないことから、車両運行日誌については、作成しておらず存在しない。

- 3 よって、本件請求内容である「アスベスト含有建材を含む再生砕石の調査に関する日付別、参加者氏名、所要時間に関する資料」として、特定できる行政情報は存在しないため、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報 から について

本件対象行政情報 から は、実施機関が行った市所有地内における再生砕石調査（平成22年1月4日から同年7月8日までの期間におけるもの。以下「本件調査」という。）についての日付別参加者氏名及び所要時間に関する資料であり、本件調査に関係する7課所に関わるものである。

本件調査は、市民から市内の道路予定地等の公共工事に係る用地に敷設されている再生砕石中にアスベスト含有建材が混入しているとの指摘に基づき、実施機関の関係7課所の職員が行った現地確認及び現地合同調査（目視調査）である。

異議申立人は、本件調査に関する上記行政情報について各関係課所ごとに開示請求を行ったところ、当該行政情報はいずれも当該職員が作成していないので不存在であるとして不開示決定をしたため、それらの決定を取り消し、全部開示を求めて異議申立てを行ったものである。

- 2 本件処分 から についての妥当性について

本事案については、本件対象行政情報 から の行政情報が存在するかどうかの問題であり、本件調査の内容や適否については、当審査会が言及すべき事項ではない。

実施機関は、関係7課所とも、本件調査の緊急性と問題となったアスベスト含有建材がなかったという調査結果に基づき、当該職員が口頭により処理し、報告書等の記録文書を作成しなかったと主張している。

これに対して、異議申立人は、「誰が調査したか不明な調査では、調査とは言えない」と主張するものの、開示請求に係る行政情報の存在を具体的、客観的に根拠づける主張はない。

まず、異議申立人の主張する「電磁的記録、写真、車両使用管理台帳、業務日誌等の存在が疑われる」という点については、特に写真と車両使用管理台帳が問題となっているので、この点について述べる。

実施機関の主張によると、写真は、道路環境課において、市民からの指摘による現地の状況を確認したものが存在するが、それは現地の再生砕石の敷設状況を撮影したもので、これによって本件調査に係る参加者の氏名や調査所要時間を特定することはできないという。当該写真を確認したところ、この点についての実施機関の主張は、是認できる。

なお、異議申立人から、平成22年11月1日付けで「道路環境課における再生砕石に関する資料、文書等」の開示請求があり、同年同月22日付けでこれに対応するものとして、同課所有の写真を開示しているが、本件開示請求とは別の開示請求に対する措置であると認められる。

「車両使用管理台帳」については、実施機関が保有しているものは、車両運行日誌であり、道路環境課所管のものを確認したところ、当該日誌に記載されている事項は、運行の日付、天候、運行先、運行時刻、運転者氏名、用務、運行距離等であって、これによって、本件調査に係る日付別参加者氏名及び所要時間を特定することはできない。

また、異議申立人は、当該日誌に運転者のほか同乗者名や用務内容、所要時間を加えるだけで、本件開示請求に対応できる行政情報となるとの見解を述べているが、所定の様式に定められた事項以外にメモ的に付記することは、通常行われていないと考えられるし、開示請求時にこれに対応するものとして、現有の行政情報に追加、修正等を行うことは、そもそも条例が許容しているところのものではない。

条例による情報公開制度は、実施機関が保有する行政情報を処理・加工して、開示請求に応ずる機能まで付与するものではなく、開示請求時点において、保有する行政情報があるがままの状態を開示すれば足りるという制度である。また、実施機関には開示請求に応じて、行政情報を開示するに当たって、当該情報の内容を説明する義務はないのである。

以上のことから、本件対象行政情報 から については、いずれもその存在を窺わせる具体的事情を確認することができないので、不存在であると認めることが相当である。

しかしながら、実施機関において、本件調査の緊急性や調査結果から、口頭により処理したということと、本件調査について報告書等として文書処理をしておくということとは、本件調査の重要性、市民に対する説明責任等（条例第1条の目的規定参照）に鑑み本件処分の妥当性とは、別異の検討が必要である。

実施機関の説明によると、関係法令の規制等により、そもそも、再生砕石にはアスベストの混入はないという前提があり、目視調査により「ない」という確認ができれば、文書の作成はしないというのが普通の流れである。もし、異物の混入が確認されれば異常なことなので、文書を作成し、報告を行うこととなるという。

しかしながら、再生砕石の材料となるコンクリート塊等の取扱いについては、関係法令によって規定されているところであり、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底は、行政機関や関係事業者の重要課題となっている（平成22年9月9日付け国土交通省、環境省、厚生労働省連名通知「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について」参照）。

本件調査については、市民に対する安心、安全に係る重要な情報として、記録文書にして保有することが必要であり、適切な措置であったと考えられる（平成23年3月17日付け、さ情審査答申第69号参照）。

そのような意味で、実施機関（担当環境対策課）が、本件調査に係る「公共工事現場における再生砕石の調査経過」（ただし、調査した職員の氏名や調査に要した時間の記載はない。）を取りまとめ、異議申立人の開示請求（平成22年8月2日付け）に対応したことは、前向きであり、評価できる。

異議申立人は、実施機関（担当環境対策課）が作成し、同人に開示した本件調査に係る調査経過表について、後から作成したものはオリジナルではないし、現場で書いたもの、帰庁後すぐに作成したものが本件開示請求の対象行政情報であると主張している。当該主張が前記で述べたように、開示請求時の保有行政情報を処理・加工をせずにあるがままの状態が開示請求に応ずること、後日作成したものは、別個の行政情報であるという趣旨であるならば、採用するに足りる主張であると解する。

- 3 以上のとおりであるので、異議申立人のその余の主張については、当審査会の結論に影響するものではなく、当審査会の権限外の事項にすることから、判断しない。
- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年12月15日	諮問の受理
	平成23年 1月 5日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 1月20日	審議
	同 年 3月17日	審議
	同 年 4月21日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 5月13日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 6月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)